

鹿屋市福祉機器リサイクル事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市福祉機器リサイクル事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第199号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第3項」を「第77条第5項」に、「障害、高齢」を「障がい、高齢」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。